一九五の一、一九五の二、一九七、一九八、一九九の一、一九九の二、二〇〇、二〇一、字梨子木二七八、二七九、二八四から二八八まで、二八九の一から二八九の四まで、二九〇の一から二九〇の四まで、二九二、二九二の二、二九二の三、二九九の一、二九九の二、三〇九、三二五の一、三二五の二、三二七の一、三三八、三四〇、三四五、三四六、三四九から三五一まで、三六三の一、三六四の一、三六五の一、四〇〇の一、四〇〇の二、四〇一の一から四〇一の三まで、四六五、四六六の一から四六六の三まで、四六七の一、四六七の二、四六八、四七〇、四七一の一、四七一の二、字福堂六〇、六一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字池ノ奥一六四の二、一六五の一、一六五の二、一六五の四、一六六の一の一、一六六の一の二、一六六の二、一六六の三、一六八、字北星五七の一、五八の一、五九から六三まで、六五の一から六五の三まで、六六、八一の一から八一の五まで、一二四、一二五、一二八、一二九、一三二から一三四まで、一五二、一五三、一五五、一五六、一五七の一、字梨子木三二五の一、三二五の二、三三八、三四〇、三四五、三四六、三四九から三五一まで、三五三の一、三五三の二、三五四、三五五の一、三五五の二、三五五の三、三五六の一、三五六の二、三五六の三、四〇一の一から四〇一の三まで、四〇一の二から四〇一の四まで、四六五、四六六の三、四六七の一、四六七の二、四六八、四七〇、四七一の一、四七一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町字梨子木二五六、二五七、二五九、字西俣名一五八九の一から一五八九の三まで、一七三〇の一、一七三〇の二、一七三一、一七三二、一七三四の一、一八九九の二、一八九九の三、一九〇〇の五、一九二二の一、一九二四の一、一九二五の一、一九二六の一、一九二七の一、一九二八の一、一九二九から一九三一まで、一九三二の一、二五八八の一、二五八八の六、二五八八の七、二五九〇の一、二五九〇の四から二五九〇の八まで、二五九二の一、二五九二の八から二五九二の一〇まで、二六一八の一から二六一八の四まで、二六一九、二六二五の四、二六二九の一、字東赤谷名一二九一、一二九六の一、一二九六の三、一二九七から一三〇〇まで、字東俣名一一六八、一一六九、一二〇〇、一二四二の一、一二四四の一、一二五六の一から一二五六の三まで、一二五六の五、一二六三、一二六四、一四四七の一、一四四七の二、一四四八の一から一四四八の三まで、一四四九の一、一四四九の二、一四五〇の一、一四五〇の二、一四五一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西俣名一八九九の二、一八九九の三、一九〇〇の五、一九二二の一、一九二四の一、一九二五の一、一九二六の一、一九二七の一、一九二八の一、一九二九から一九三一まで、一九三二の一、二五八八の一、二五八八の六、二五八八の七、二五九二の一、二五九二の八から二五九二の一〇まで、二六一八の一から二六一八の四まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字柴内二四七の一、二四八の一、二四八の二、二五一、二五二、二五三の一、五一三、五二九の二、五三〇の一、五四一、五四二、五四九、六二九、六三七、八五八、八五九の一、八五九の二、八六一、八六二、八六五、八六六、字川見西二五三の一、字吉良二九、四〇、四一、四三、一六四から一六六まで、五三一、六〇九、六一七、字家賀道下四九四、七六六、七六七、字平野一の一、一の二、二〇四の二、二〇五の一、二〇五の二、二〇六の一、二〇六の二、三〇六、三〇七、三一二から三一六まで、三一七の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

の一（次の図に示す部分に限る。）、字吉良二九、四〇、四一、四三、一六四から一六六まで、五三一、六〇九、六一七、字家賀道下四九四、七六六、七六七、字平野一の一、一の二、二〇四の二、二〇五の一、二〇五の二、二〇六の一、二〇六の二、二五七の三、字広谷影一一の二、一八、二四、二五、二五の二、二九、三〇の二、三三、三三の一、三四の一、三四の二、四五の二、四六、二七四の一、三〇六、三〇七、三一二から三一六まで、三一七の一

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県那賀郡那賀町海川字西俣一一、一二、一五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）